

1 昭和55年3月18日 火曜日

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当たる翌日が休日には、その翌日)

鳥取県条例第一号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する
条例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥
取県令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条ノ十八を第二十五条ノ十九とし、第二十五条ノ十七を第二十
五条ノ十八とし、第二十五条ノ十六を第二十五条ノ十七とし、第二十五条
ノ十五の次に次の一条を加える。

◇条 例 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部
を改正する条例

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例等一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

条 例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

昭和五十五年三月十八日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

第二十五条ノ四第三項乃至第五項ノ規定ハ前項ノ規定ノ適用ニ依リ給ス
ベキ退職年金又ハ遺族年金ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ同条第三項中
「モノノ中昭和三十六年九月三十日以前ニ退職シ若クハ死亡シタル者又

ハ其ノ遺族ハ同年十月一日ヨリ」トアルハ「モノ又ハ其ノ遺族ハ昭和五十四年十月一日ヨリ」ト同条第五項中「昭和三十六年十月」トアルハ「

昭和五十四年十月」ト読替ヘル
第二十五条ノ四第六項ノ規定ハ教育職員トシテノ在職年ニ基キ退職一時金又ハ遺族一時金ヲ受ケタル者ガアリタル場合ニ於ケル前二項ノ規定ニ

依リ給スベキ退職年金又ハ遺族年金ノ年額ニ付之ヲ準用ス

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 退職年金又は遺族年金で、改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例第二十五条ノ十六の規定の適用に伴いその年額を改定すべきこととなるものの当該改定は、昭和五十四年十月分から行う。

3 前項の規定により恩給の年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給の年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給の年額とする。

鳥取県条例第二号

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例等の一部を改正する条例

(恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正)

第一条 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

5 前二項に規定するもののほか、退職年金の算定の基礎となるべき在職期間については、他の都道府県の退職年金条例に規定する教育職員(第一条第三項第八号ハに掲げる者に限る。)又は市町村の退職年金条例に規定する教育職員(第一条第四項第一号ハに掲げる者に限る。)を鳥取県退職年金条例第三条第十号に規定する県吏員等(事務職員で吏員に相当するものを除く。以下この項において「小学校等の教育職員」という。)と、他の都道府県の準教育職員(学校教育法第一条规定する高等学校の常時勤務に服することを要する講師を除く。)又は市町村の準教育職員(同法同條に規定する幼稚園の助教諭、養護助教諭及び常時勤務に服することを要する講師に限る。)を鳥取県退職年金条例第三条ノ二第二号に規定する県吏員等に準ずべき者と、他

昭和五十五年三月十八日

鳥取県知事 平林鴻三

の都道府県又は市町村の代用教員等（鳥取県退職年金条例第二十五条ノ十六に規定する代用教員等（以下「代用教員等」という。）に相当する者をいう。以下同じ。）を代用教員等とみなしたならば当該他の都道府県又は市町村の代用教員等としての在職期間が小学校等の教育職員としての在職期間に通算されることとなるときは、当該他の都道府県又は市町村の代用教員等としての在職期間（昭和二十二年五月三日以後における期間に限る。）を通算するものとする。この場合においては、第三項ただし書の規定を準用する。

（恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十四年十月鳥取県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第三項中「六十五歳」を「六十歳」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「六十五歳」を「六十歳」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削る。

附 則

（施行期日等）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（以下「改正後の

通算条例」という。）第五条第五項並びに第一条の規定による改正後の恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例（以下「改正後の三十四条改正条例」という。）附則第十条第三項及び第四項の規定は、昭和五十四年十月分以後の月分の退職年金又は遺族年金について適用する。（代用教員等期間の算入に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正前の恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の規定により、公務員としての在職期間を通算されるべき者のうち昭和三十一年九月一日以後退職した職員で、その者の公務員としての在職期間の計算につき、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。）附則第四十四条の三及び改正後の通算条例第五条第一項の規定を適用することによつてその者の在職期間が十七年に達することとなるもの又はその遺族は、昭和五十四年十月一日から退職年金又は遺族年金を受ける権利又は資格を取得する。

2 前項の規定は、法律第百五十五号附則第二十四条の四第二項各号に掲げる者に相当する者については、適用しない。

3 前二項の規定により退職年金又は遺族年金を受ける権利を取得した者の退職年金又は遺族年金の支給は、昭和五十四年十月分から始めるものとする。ただし、職員を退職した時（退職したものとみなされた時を含む。）に当該退職年金を受ける権利を取得したものとしたならば、恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在

職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例以外の法令により当該退職年金を受ける権利が消滅すべきであつた者又はその遺族については、当該退職年金又はこれに基づく遺族年金の支給は、行わないものとする。

4 前三項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が職員に係る一時恩給、退職一時金又は遺族一時金を受けた者である場合においては、当該退職年金又は遺族年金の年額は、退職年金については当該一時恩給、退職一時金又は遺族一時金の額(その者が二以上のこれらの中のものを受けた者であるときはその合算額とし、既に国庫又は地方公共団体(旧町村職員恩給組合法(昭和二十七年法律第百六十六号)第二条の町村職員恩給組合から受けたものについては、当該町村職員恩給組合の権利義務を承継した地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第三条第一項第六号の規定に基づく市町村職員共済組合)に返還された額があるときはその額を控除した額とする。)の十五分の一に相当する額を、遺族年金についてはこれらの額の三十分の一に相当する額を、それぞれその年額から控除した額とする。

5 第一項に規定する職員であつた者又はその遺族で昭和五十四年九月三十日において現に法律第百五十五号附則第四十四条の三及び改正後の通算条例第五条第一項の規定の適用を受けることなくして計算された公務員としての在職期間を基礎とする退職年金又は遺族年金を受けているものについては、同年十月分から、これらの規定を適用してその年額を改定する。

(加算年を基礎とする退職年金等の年額の改定)

第三条 昭和五十四年九月三十日において現に支給されている年金で、第

二条の規定による改正前の恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例附則第十条の規定により計算された退職年金又は遺族年金であるものについては、昭和五十四年十月分以後、その年額を、改正後の三十四年改正条例附則第十条の規定によつて算出して得た年額に改定する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十五年三月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の第一種県営住宅の表中

三十六年

縁町第一

鳥取市

取市卯垣

二

を

三十六年

縁町第二

鳥取市

卯垣

一

に、

五十四年

和田第三

倉吉市馬

浜第一

に、

五十三年 小江尾

日野郡江府

場町

二四

を

五十四年	和田第三	倉吉市馬場町
五十四年	末恒第十一	鳥取市美萩野
五十四年	青木第十一	米子市永江

町大字江尾

四

を

五十四年	小江尾	日野郡
五十四年	緑町第六	鳥取市
五十四年	浜第二	東伯郡

江府町大字江尾

四

卯垣及び立川町五丁目

二四

に改める。

浜坂	羽合町大字長瀬	江府町大字江尾
四八	三	四

に改める。

別表第二の表中

浜

羽合町

を

浜第一及び浜第二

別表第一の第二種県営住宅の表中

二

羽合町

に改める。

取市卯垣及び立川町五丁目

一七七

を

鳥取市卯垣及び立川町五丁目

一一四

に、

浜

を

この条例中別表第一の改正規定のうち第一種県営住宅の表の緑町第二団地に關する部分及び第二種県営住宅の表の緑町第一団地に關する部分は公布の日から、その他の改正規定は規則で定める日から施行する。